

# 大野中学校父母と先生の会会則

## 「会則前文」

日本の国が今よりも一層民主的で文化的な国になり、真理と平和が尊重される社会になるために、大野の子どもたちの健やかな成長を願って、大野中学校の父母と教師はここに「大野中学校父母と先生の会」の会則を定めます。

## 《第1章 総 則》

### 第1条 名 称

この会は大野中学校父母と先生の会といい、事務局を大野中学校に置きます。

### 第2条 目 的

この会は生徒の健全な育成をはかり、親と教師が協力して学校及び家庭における教育に対し、互いに理解を深め、教育環境の改善充実をはかるため、会員相互の学習、その他必要な活動を行います。

### 第3条 事 業

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

1. 中学校教育内容の理解に関すること。
2. 会員相互の研修に関すること。
3. 教育環境の整備充実に関すること。
4. 校外における生徒の生活向上に関すること。
5. その他、必要と認められたこと。

### 第4条 会 員

この会は、生徒の父母、教職員をもって組織します。但し、趣旨に賛同し入会を希望するものは、本部役員会の承認を得て、賛助会員となります。

### 第5条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の委員会をおきます。

1. 学年・学級委員会
2. 広報委員会

## 《第2章 役 員》

### 第6条 この会の役員を次のとおりとします。

会 長 1名、副会長 2名、事務局長 1名、庶務 若干名、  
会計 2名

### 第7条 この会の任務を次のとおりとします。

1. 会長は会務を統括し、この会を代表します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行します。
3. 事務局長は事務局を統括します。
4. 庶務は総会ならびに本部役員会の議事を正確に記録し、会務を総会に報告し、また各種の会合を通知します。
5. 会計はこの会のすべての金銭の収支を正確に記録し、総会に報告します。

### 第8条 この会の役員を次のように選出します。

1. 会長は全会員から、副会長・庶務は各学年所属会員より、それぞれ総会で選びます。
2. 事務局長・会計は会長が委嘱し、庶務を含め事務局を構成します。
3. 監査は、PTA庶務の中から会長が2名を指名し、必要な時のみその業務を行ってもらいます。

### 第9条 この会の役員の任期を1年とし、再任を妨げません。

## 《第3章 会 議》

### 第10条 会議は総会、正副会長会議、本部役員会、拡大本部役員会とします。

### 第11条 総会はこの会の最高決議機関とし、その召集並びに運営は次のとおりとします。

1. 通常総会、臨時総会に分け、通常総会は毎年4月に開き、臨時総会は会員の3分の1以上の要望があったとき会長が召集する。
2. 総会において会則の変更、会の事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算の編成、役員の変更、その他本会の目的達成に必要なと認められた事項を決議します。
3. 正副議長は総会で選びます。
4. 出席会員をもって定足とし、過半数をもって議決します。

### 第12条 正副会長会議は必要に応じて会長が招集し、総会の決議事項の執行にあたります。

### 第13条 本部役員会は会長・副会長・庶務・会計・事務局をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、総会決議事項の執行及び会務の執行にあたります。

### 第14条 拡大本部役員会は総会の委任事項並びに中間決議として重要事項の審

議にあたります。

1. この会は第6条の役員及び学年委員長・広報委員長を持って構成し、必要に応じて会長が招集します。
2. この会の決議事項は次期総会に報告し、承認を受けなければなりません。

第15条 各種委員会は必要に応じて委員長が招集し、総会の決議事項について会務の執行にあたります。

第16条 学校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができます。

#### 《第4章 会 計》

第17条 この会の経費は会費、寄付金、その他の収入を持ってあてます。

第18条 会費は年額一戸1,500円とします。

第19条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わります。

#### 《付 則》

1. この会則施行上、必要な細則の制定及び変更は総会の決議によります。
2. この会の会則は、昭和49年4月18日から実施します。
3. 昭和49年4月19日、会則一部変更する。
4. 平成元年4月18日会則一部改正する。
5. 平成7年5月1日、会則一部改正する。
6. 平成13年4月26日、会則一部改正する。
7. 平成20年4月21日、会則一部改正する。
8. 平成28年4月16日、会則を一部改正する。
9. 平成29年4月15日、会則を一部改正する。
10. 平成31年4月13日、会則を一部改正する。
11. 令和2年4月18日、会則を一部改正する。

#### 《細 則》

第1条 会則第5条に基づく学年、学級委員会の業務、選出方法について次のとおり定めます。

##### 1. 学級委員会

- ①学級毎にそれぞれ2名の学級委員を互選します。
- ②学級委員の互選により、学級毎に委員長を選びます。

③学級委員会は、学級担任と協議して開き、各委員会への要望のとりまとめと学級の教育の充実向上を図ります。

##### 2. 学年委員会

①各学年、学級委員全員で学年委員会を構成します。

②委員の互選により正・副委員長を選びます。

③学年委員会は、正・副委員長が必要に応じて開き、各委員会への要望、提案のとりまとめと学年の教育の向上を図ります。また、各種研究大会研修会への参加協力を行います。各種祭典等の巡視協力をします。

④必要に応じて、学年委員長会議をもってこれにかえることができます。

第2条 会則第5条に基づく広報委員会の業務並びに選出の方法を次のとおりと定めます。

① 広報委員は、学級毎にそれぞれ1名を互選します。

② 広報委員会は年間計画を立て、予算配分を受け活動します。

③ 広報委員会は会員の学校、家庭並びに会員相互の理解と連絡を図るため、会報の編集、発行を行います。

第3条 この会員、生徒に対する弔意・見舞については次のようにします。

① 生徒及び会員死亡の場合、香典5,000円を贈ります。

② 生徒及び会員の疾病、死亡等の原因が、校務及び校務執行中の出来事で前述の方法によりがたいときは、別に審議して決めます。

③ 旧会員で特に会務に協力していただいた方の弔意については、その都度正・副会長会議で審議して決めます。

第4条 この細則は、昭和49年4月18日から実施します。

1. この細則は、平成15年4月17日 一部改正する。

2. この細則は、平成20年4月21日 一部改正する。

3. この細則は、平成31年4月13日 一部改正する。

4. この細則は、令和2年4月18日 一部改正する。

# 文化・体育振興会会則

## 第 1 章 名称と事務局

第1条 本会は、大野中学校文化・体育振興会と称し、事務局を大野中学校に置く。

## 第 2 章 目的

第2条 本会は、大野中学校の文化・体育活動の充実を目標とし、その活動を後援することを目的とする。

## 第 3 章 会 員

第3条 本会は前条の目的に賛同する有志（賛助会員）と大野中学校に在学する生徒の父母（正会員）をもって会員とする。

## 第 4 章 事 業

第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 文化・体育的行事に参加する経費及び援助・協力（別途定める）
- 2) 部活動の遠征に要する費用の援助
- 3) 関係行事の設定及びその実施に関する協力・援助
- 4) 必要な用具等の充実に関する協力
- 5) 平素の練習に対する激励
- 6) その他必要な事業

## 第 5 章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。  
会長 1名 副会長 3名 会計 1名 事務局員若干名

第6条 前条の役員は、PTA 総会において選出し、PTA 三役と兼務するものとし、会計、事務局員は会長が委嘱する。

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
- 3) 監査は会計及び会務を監査する。
- 4) 書記は会の庶務を掌る。
- 5) 会計は会の会計を掌る。

第8条 役員の仕事は1年とする、ただし、再選は妨げない。

## 第 6 章 会 議

第9条 本会は、次の会議を持つ。

- 1) 総会は本会の最高決議機関とし、PTA総会と同時に行う。ただし、必要ある時は、臨時に開催することができる。
- 2) 役員会は必要に応じ会長が招集する。役員会は、会の重要な事項を審議し、緊急の場合は総会に変わり議決することができる。ただし、その場合は次期総会の承認を受けなければならない。

## 第 7 章 会 計

第10条 会の経費は次のとおりとする。

- 1) 会費は、部活動加入生徒一人当たり年額4,000円、部活動未加入生徒一人当たり年額1,500円とする。
- 2) その他助成金、寄付をもって経費にあてる。

第11条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 この会則は、平成 8年4月1日より施行する。
- 2 この会則は、平成16年4月1日 一部改正
- 3 この会則は、平成18年4月1日 一部改正
- 4 この会則は、平成28年4月16日 一部改正
- 5 この会則は、平成30年4月14日 一部改正

## 文化・体育振興会会則 第4条1項関係の別途

- 1) 本校名で競技団体へ団体登録する場合、登録経費を全額支給する。ただし、個人登録料については個人負担とする。
- 2) 本校名で大会に参加する場合、大会参加料については、団体の参加料は全額支給する。個人の参加料は補助しない。
- 3) 上記の経費の支出については、国、地方公共団体、学校体育団体または教育研究団体若しくは財団法人日本体育協会の加盟競技団体等が開催する大会とする。